

○内閣府令第 号

自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

府令

金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証票は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項、第二十七条の三十七第一項、第一百八十五条の五並びに第一百八十七条第一項第四号の規定に基づく検査並びに同法第一百九十四条の七第二項及び第三項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第一百三十九条第二項、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第八十二条第二項及び第三項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十二条第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。

〔一～六 略〕

七 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第二十三条の十九第二項において準用する同法第二十三条の二第二項

〔八～四十一 略〕

〔2～4 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

1 「同上」

改 正 前

〔一～六 同上〕

七 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第二十三条の十七第二項において準用する同法第二十三条の二第二項

〔八～四十一 同上〕

〔2～4 同上〕

附 則

この府令は、自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年九月一日）から施行する。